

令和4年 第11回

苓北町農業委員会総会会議録

# 令和4年第11回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年11月7日（月）  
午前9時30分から午前10時5分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 出席者  
（農業委員）

1番 林田 道久	2番 宮崎 志武
3番 田嶋 郁美	4番 福田 健治
5番 荒木 義孝	6番 瀬形 茂
7番 小野 三幸	
4. 本日の欠席委員（ 0名）
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第13号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第4. 議案第14号 非農地判断について
  - 日程第5. その他事項
6. 総会書記（農業委員会事務局職員）  
事務局長 松井徹也 事務局長補佐 川原大輔 主事 松野 巧
7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時30分

事務局 | 定刻となりましたので、只今から令和4年第11回の農業委員会総会を開会致します。  
まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。

小野会長 | 皆さん、おはようございます。  
爽やかな秋晴れが続いておりますけど、もうそろそろ一雨欲しいところでございます。  
委員の皆様、大変お忙しいところ本日も全員出席いただき厚くお礼申し上げます。

エジプトでCOP27という会議が開幕しておりますが、11月2日に熊日の朝刊に苓北火電の需給調整で存在感という大きな見出しで取り上げてありました。今はCO2を排出する石炭火力発電所は大きな問題となっておりますが、どうしても自然エネルギーだけでは安定した供給をするのが難しいということで頼らざるを得ないというところだろうかと思っております。また、苓北火電は九州管内への電力需要へも大きく貢献しておりますし、今から始まります菊陽の半導体製造メーカーにも安定した供給をしなくては稼働しなくなります。そういう意味においても苓北火電は本当に頼もしく、COP27からしますと反するところがございますが、頼もしいものになってくるのではないかという気がいたします。企業においてもCO2が出ないようなチップを混ぜて燃やしたり、あるいはアンモニアの使い方などもいろいろと研究されておるようでございます。私たちは、電気の町のふるさととして企業側の努力を静かに見守りたいと思っております。

先月は町内4箇所の保育園の皆様をお招きして花摘みを一緒に楽しんだところでございます。箇所によっては開花が遅れて気をもんだところもありましたが、日程に併せて開花してくれた花に感謝したいと思えます。保育園の皆さんとのふれあいというものは我々の年代になりますと孫も大きくなりまして、大人だけの家族になってしまったので、小さいお子さんとのふれあいは楽しい和やかな一時でした。関係していただきましたそれぞれの皆さんに厚くお礼申し上げます。

それでは総会に入りたいと思えます。どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、3番の田嶋委員さんと4番の福田委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の松井氏、川原氏、松野氏を指名致します。

議長

続きまして、日程第2. 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2. 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和4年11月7日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

今回3件の申請がっておりますので、それぞれご審議お願いいたします。

3ページをご覧ください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑1筆 208㎡です。

場所については、4ページ、5ページに図示しておりますが、場所は坂瀬川和田にあります農協の選果場の道向い奥の農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。まず、整理番号1の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

私の担当地区になりますので説明させていただきます。

11月2日に申請人の譲受人と面談をし現地確認を行ってまいりました。

申請地につきましては、5ページに記載されておりますが、譲受人の耕作する畑と図面上は隣接地となっております。申請地については、10年以上前までは野菜畑として耕作されておりましたが、現在は何も作っていない状態です。形も三角形で狭い場所であり良い場所ではない所です。

今回、譲渡人の方から相談があったということで話がまとまったようです。譲受人は専業農家でありまして、今回は自家用のタマネギを耕作するというお話をお話を伺ってきました。

私からは以上です。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第12号の整理番号1は原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局

6ページをご覧ください。

整理番号2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑2筆 4, 821㎡です。

場所については、7ページ、8ページに図示しておりますが、場所は富岡袋池の旧民宿一休から山手の方に行った町道突き当たりの三叉路付近にあります農地になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、農地集約を行うためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

整理番号2の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員

はい。

議 長

荒木委員。

荒木委員

1 1月6日に譲受人と現地確認をしてきました。

場所は、山手で山林があり半分以上が陰となる畑です。

5、6年前から譲受人が耕作しておられるということで今回申請されたということです。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号2につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第12号の整理番号2は原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号3について、事務局に説明を求めます。

事務局

9ページをご覧ください。

整理番号3の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、田1筆 234㎡です。

場所については、10ページ、11ページに図示しておりますが、場所は整理番号2の農地から約500m程行った付近の農地になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、農地集約を行うためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。

整理番号3の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員

はい。

議長

荒木委員。

荒木委員

この田は、譲渡人の田に入るのに道がないため、隣接する田の所有者である譲受人が譲り受けるようにされたということです。

2、3年前から農地も荒れて何も作ってなく、それまでは田を作っていたそうです。

今回、譲受人が農地をまとめようかということで、譲受人が田を作るようにするという事です。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

譲受人の方は、6反ほど農地があるのですが、専業農家ですか。

荒木委員

譲受人は兼業ですが、譲受人の父親が専業で作っておられます。以前は大工をされておられ、初めて10年位なられると思います。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号3につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第12号の整理番号3は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第13号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、12ページをお開きください。日程第3、議案第13号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。  
令和4年11月7日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

13ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年以上の再設定が72件ございます。

詳細は田43筆 43, 672㎡、畑29筆 29, 939㎡です。明細は14ページから21ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第13号は原案どおり認定することに致します。

議長

日程第4、議案第14号 非農地判断についてを議題と致します。



事務局に説明を求めます。

事務局

はい。22ページをお開きください。日程第4、議案第14号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかどうかの判断について附議する。

令和4年11月7日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するかどうかの判断について審議していただくものです。

今回23ページの上津深江の農地2件について個人申請があったため、令和4年11月4日に小野会長委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては26ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては24ページ、25ページに図示しております。場所は、楽洋の里付近の上津深江に抜ける町道の道下になります。

議長

はい。ありがとうございます。只今事務局から説明がございましたが、この案件につきましては、私が現地確認を行いましたので説明いたします。

只今事務局から説明がありましたように事務局と私と11月4日に楽洋の里の上になりますが、そこに現地確認に行っていました。

以前は上津深江スイカを作っていた場所じゃないかなと思ったんですけど、畑として利用されている所は綺麗に整備されているんですけど、現在利用されていない所はヤブになって一部山林化というような状態でした。

徐々に高齢化に伴いそういう風になって行って、畑としての機能は今後果たさないというような判断をしてみました。

申請は、2箇所になっていますけど、1箇所は道路の側でそういう状態で、もう1箇所はそこに行くことすらできないような状態になっておりました。

以上でございます。

議長

この件につきまして、他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、議案第14号につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第14号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農業委員会が実施する遊休農地解消活動について

次回、令和4年第12回総会は、令和4年12月8日(木)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

林田委員

はい。

議長

林田委員。

林田委員

今先ほどの案件で非農地となった場合は、畑からは除外ということで、畑の面積には入らないということですよ。

事務局

農業委員会が管理している農地台帳からは外れ、登記をされるかどうかはご本人さんの判断となります。

林田委員

今から多分こういう案件がどんどん出てくるとは思いますけど、分かりました。

議長

他にございませんか。

議 長

(ありません。の声あり)

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和4年第11回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時5分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員